

実施機関・団体名（順不同）

長崎県	長崎県教育委員会
市・町	市・町教育委員会
長崎県警察	日本道路交通情報センター福岡事務所長崎センター
国土交通省九州運輸局長崎運輸支局	長崎県タクシー協会
長崎労働局	軽自動車検査協会長崎事務所
九州旅客鉄道株式会社長崎支社	長崎県自動車整備振興会
国土交通省長崎河川国道事務所	地区交通安全協会
長崎県交通安全協会	長崎県二輪車安全普及協会
自動車安全運転センター長崎県事務所	長崎県安全運転管理協議会
自動車事故対策機構長崎支所	長崎県指定自動車学校協会
長崎県道路公社	長崎県二輪車自転車商協同組合
西日本高速道路㈱九州支社長崎高速道路事務所	長崎県交通安全母の会連合会
長崎県バス協会	長崎県高速道路交通安全協議会
長崎県トラック協会	日本自動車連盟長崎支部

協賛機関・団体名（順不同）

長崎県議会	長崎県老人クラブ連合会
長崎大学	長崎県子ども育成連合会
長崎県市長会	長崎県社会福祉協議会
長崎県町村会	長崎県身体障害者福祉協会連合会
長崎県市議会議長会	長崎県視覚障害者協会
長崎県町村議会議長会	長崎県民生委員児童委員協議会
長崎県市町村総合事務組合	日本損害保険協会九州支社長崎事務所
長崎県都市交通安全対策連絡協議会	長崎県弁護士会
長崎県高等学校長協会	日本赤十字社長崎県支部
長崎県校長会	長崎県医師会
長崎県私立中学高等学校協会	長崎県防犯協会連合会
長崎県PTA連合会	長崎県消防長会
長崎県公立高等学校PTA連合会	長崎県消防協会
長崎県私立中学高等学校PTA連合会	長崎経済同友会
長崎県専修学校各種学校連合会	全国農業協同組合連合会長崎県本部
長崎県国公立幼稚園協会	長崎県商工会議所連合会
長崎県私立幼稚園連合会	長崎県商工会連合会
長崎県保育協会	長崎県新生活運動協議会
損害保険料率算出機構長崎自賠責損害調査事務所	長崎銀行協会
長崎県自動車協会	長崎県石油協同組合
長崎県軽自動車協会	長崎県社交飲食業生活衛生同業組合
長崎県レンタカー協会	長崎県料飲業生活衛生同業組合
日本自動車販売協会連合会長崎県支部	長崎県館商生活衛生同業組合
長崎県中古自動車販売協会	長崎県料理業生活衛生同業組合
長崎県自動車車体整備協同組合	長崎県遊技業協同組合
長崎電気軌道株式会社	朝日新聞社
島原鉄道株式会社	毎日新聞社
松浦鉄道株式会社	読売新聞社
長崎県小売酒販組合連合会	日本経済新聞社
株式会社NKI	共同通信社
長崎県建設業協会	時事通信社
長崎県道路協会	西日本新聞社
長崎県農業協同組合中央会	長崎新聞社
全国共済農業協同組合連合会長崎県本部	日本放送協会長崎放送局
長崎県漁業協同組合連合会	長崎放送株式会社
長崎県経営者協会	株式会社テレビ長崎株式会社
長崎県中小企業団体中央会	エフエム長崎
長崎青年会議所	長崎文化放送株式会社
長崎県青年団連合会	株式会社長崎国際テレビ
長崎県地域婦人団体連絡協議会	長崎県警備業協会
日本ボーイスカウト長崎県連盟	長崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
長崎県公民館連絡協議会	

平成25年度

交通安全県民運動実施計画 (要約版)



＊長崎県交通安全年間スローガン＊
守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

長崎県交通安全推進県民協議会

平成25年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

1 目 的

この運動は、年間を通して県民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ろうとするものです。

2 年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

3 主 唱

長崎県交通安全推進県民協議会

4 年間重点推進事項

- 高齢者の交通事故防止
- 子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 脇見・ぼんやり運転の防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯
- 走行中の携帯電話使用の禁止
- 暴走族の追放

5 運動の名称、期間

(1) 期間を定めて行う運動

運 動 名	実 施 期 間
春の全国交通安全運動	4月 6日(土) ～ 4月15日(月)
夏の交通安全県民運動	7月10日(水) ～ 7月19日(金)
秋の全国交通安全運動	9月21日(土) ～ 9月30日(月)
年末の交通安全県民運動	12月15日(日) ～ 12月24日(火)

(2) 日を定めて行う運動

運 動 名	実 施 日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日
交通安全の日	毎月20日

6 運動の推進方法

- (1) 県、県警、市町、実施機関・団体は、相互に連携を密にして各々の特性に応じ、交通その他の実情に即した具体的かつ実効のある推進計画を策定し、効果的な活動を展開する。
- (2) 県、県警、市町、実施機関・団体は、本運動の具体的推進事項を各々の管下組織に周知を図るとともに、県民総ぐるみの運動として盛り上がるよう努める。

7 具体的推進要領

高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止

- 運転者は ・思いやり運転に心がけ、高齢者がよく利用する施設付近では、一層安全運転に努めましょう。
- 家庭・学校では ・高齢者が早朝、薄暮、夜間に外出しようとするときは、明るい服装や反射材着用をすすめましょう。
- 職場・地域では ・町内会等のコミュニティから“高齢者を守る”という交通安全意識の醸成に努めましょう。
- ・朝礼等で歩行者保護の大切さや高齢者の行動特性について安全教育を行いましょう。
- 高齢者は ・自分の身体能力や体調にあった運転に努めましょう。
- ・外出するときは明るく目立つ服装や反射材用品を着用(使用)しましょう。

子 ども の 交 通 事 故 防 止

- 運転者は ・通学路などではスピードは控えめに思いやり運転を心がけましょう。
- 家庭・学校では ・外出時に“交通事故注意”の一声をかけ、交通ルール遵守の大切さを教えましょう。
- 地域では ・地域全体で子どもを交通事故から守る気運を盛り上げ、交通危険箇所の解消に努めましょう。

飲 酒 運 転 の 根 絶

- 運転者は ・飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 家庭・学校では ・飲酒運転の危険性、悪質性について話し合い、飲酒運転三ない運動を遵守しましょう。
- 職場・地域では ・飲酒を伴う行事等は、主催者が中心となって飲酒運転防止の徹底を図りましょう。
- ・ハンドルキーパー運動を推進しましょう。

脇 見 ・ ぼ ん や り 運 転 の 防 止

- なぜ?・・・交通事故原因のなかで、ふとした脇見やぼんやりとした状態での運転が約8割を占めています。
- だから・・・脇見・ぼんやり運転にならないよう運転に集中することが大切です。
- つまり・・・前をよく見て運転に集中することにより、交通事故を未然に防止できるのです。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 運転者は ・シートベルトは正しく着用し、同乗者の着用を確認した後の発進に心がけましょう。
- ・チャイルドシートは、幼児の体格にあったものを使用し、座席に正しく取り付けましょう。
- 家庭・学校では ・車での外出時は、シートベルト等を着用するようお互い声を掛け合いましょう。
- 職場・地域では ・職場では、朝礼等を通じて、職場ぐるみで全席着用を習慣づけましょう。
- ＊ 毎月20日 「シートベルト・チャイルドシート着用一斉指導の日」

夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

- なぜ?・・・夕暮れ時は一時的に視力が衰え、雨天・曇天時も視界がきかなくなります。
- だから・・・自分の車が走ってくることを歩行者や周囲の車にはっきり知らせることが大切です。
- つまり・・・夕暮れ時には、早めにライトを点灯することにより、交通事故を未然に防止できるのです。

走 行 中 の 携 帯 電 話 使 用 の 禁 止

- 運転者は ・走行中に携帯電話を使用することの危険性を認識し、携帯電話使用による運転は絶対にやめましょう。
- 職場では ・朝礼等、あらゆる機会を通じ、走行中の携帯電話使用の禁止を指導しましょう。
- ・運転中の職員に対する電話での業務連絡を抑制しましょう。

暴 走 族 の 追 放

- 運転者は ・交通社会の一員として暴走運転の危険性・悪質性を自覚し、安全運転に努めましょう。
- 家庭・学校では ・暴走運転の危険性・悪質性について話し合い、暴走運転追放三ない運動を実践しましょう。
- 職場・地域では ・あらゆる機会を通じ、暴走運転の反社会性を強く訴え、「暴走運転をしない、させない」いった環境づくりに努めましょう。
- ＊ 暴走族追放三ない運動の推進 「暴走行為をしない させない 見に行かない」